



# 鳥取県公報

平成 18 年 11 月 7 日 (火)  
第 7 8 3 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	結核予防法による医療機関の指定 (804) (米子保健所) . . . . . 2
	鳥取県土地利用基本計画の変更 (805) (景観まちづくり課) . . . . . 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) . . . . . 2
	生産事業者講習会の開催 (〃) . . . . . 7
	土地収用法による審理の開始 (2件) (管理課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 804 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 11 月 1 日

## 鳥取県告示第 805 号

鳥取県土地利用基本計画を平成 18 年 10 月 31 日変更したので、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中、鳥取市の農業地域に係る部分を次のとおり変更する。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課及び鳥取市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

# 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 9 月 26 日付鳥取県告示第 698 号）の内容  
 （告示の内容）  
 （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字森上 530 の 4
-------	------------------------

岡本永次郎	八頭郡若桜町大字糸白見字森上 530 の 7
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字ホフデン 615 の 4
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字ホフデン 616 の 5
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字ホフデン 616 の 6
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字田方 631
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字田方 631 の 3
重森 ちゑ	八頭郡若桜町大字糸白見字田方 641 の 3
岡本 征夫	八頭郡若桜町大字糸白見字木地山 649 の 14
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字木地山 652 の 5
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字木地山 652 の 6
山根太三郎	八頭郡若桜町大字糸白見字木地山 690 の 29
岡本 弘市	八頭郡若桜町大字糸白見字木地山 692
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字中木地山 683 の 13
岡本 弘市	八頭郡若桜町大字糸白見字中木地山 683 の 14
岡本 源藏	八頭郡若桜町大字糸白見字中木地山 683 の 16
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字中木地山 683 の 19
重森 徳藏	八頭郡若桜町大字糸白見字ヌクヨ 671 の 3
谷口吉五郎	〃
小松 秀雄	八頭郡若桜町大字糸白見字ヌクヨ 671 の 4
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字ヌクヨ 671 の 5
土田美喜子	八頭郡若桜町大字糸白見字ヌクヨ 671 の 10
谷口吉五郎	八頭郡若桜町大字糸白見字ヌクヨ 671 の 13
中尾 敬一	八頭郡若桜町大字糸白見字女夫岩 675 の 3
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字女夫岩 676 の 1
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字小山 679 の 7
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字小山 681
藪田 正義	八頭郡若桜町大字糸白見字木サイ田 682 の 5
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字木サイ田 682 の 10
檀村 節雄	八頭郡若桜町大字糸白見字木サイ田 682 の 12
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字雲場山 684 の 27
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字雲場山 685 の 69
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字雲場山 685 の 73
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 696

岡本 熊藏	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 696 の 2
山根市太郎	〃
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 699 の 9
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 699 の 13
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 700 の 5
小倉 晴雄	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 700 の 6
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 700 の 7
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷 701 の 4
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字ヒエ原 704 の 8
岡本 正直	〃
樫村 英男	〃
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 705 の 1
岡本 正直	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 705 の 2
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 705 の 6
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 706 の 1
中尾 修	〃
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 706 の 2
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 706 の 3
藪田 敦子	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 707 の 1
藪田 正義	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 707 の 2
岡本 正治	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 707 の 9
〃	八頭郡若桜町大字糸白見字ヘン谷 707 の 10
藪田 甚吉	八頭郡若桜町大字糸白見字横石山 708

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 9 月 26 日付鳥取県告示第 699 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

古田 種光	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 727 の 1
寺坂てる子	〃
寺坂 勉	〃
谷口ふで江	〃
谷口 克巳	〃
谷口 実信	〃
谷口 正晴	〃
古田 種光	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 730 の 4
寺坂てる子	〃
寺坂 勉	〃
谷口ふで江	〃
谷口 克巳	〃
谷口 実信	〃
谷口 正晴	〃
栗田 光治	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 730 の 13
太山 敏子	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 731 の 1
谷口 克巳	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 731 の 4
太山 敏子	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 731 の 7
栗田 光治	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 731 の 30
〃	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 731 の 33

谷口 朝子	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 731 の 34
古田 種光	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 735 の 2
寺坂てる子	〃
寺坂 勉	〃
谷口ふで江	〃
谷口 克巳	〃
谷口 実信	〃
谷口 正晴	〃
谷口 定子	〃
古田 種光	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 735 の 7
寺坂てる子	〃
寺坂 勉	〃
谷口ふで江	〃
谷口 克巳	〃
谷口 実信	〃
谷口 正晴	〃
長石 敦	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 735 の 10
太山 敏子	八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥 737

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)竹下 衛の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡智頭町大字埴師字瀧谷 1256 の 1 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 9 月 26 日付鳥取県告示第 700 号）の内容  
（告示の内容）
  - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字埴師字瀧谷 1256 の 1
  - （2） 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - （3） 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 3 項第 3 号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 受講対象者  
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所
  - （1） 日時 平成 19 年 1 月 19 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで
  - （2） 場所 鳥取市河原町大字稲常 113 鳥取県林業試験場
- 3 科目及び時間
  - （1） 種苗に関する法令 2 時間
  - （2） 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間
  - （3） 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込手続  
所定の受講申込書を平成 18 年 12 月 26 日（火）までに住所地を管轄する総合事務所農林局を経由して知事に提出すること。

## 5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印章

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

## 1 期日

平成 18 年 11 月 9 日（木）午後 1 時

## 2 場所

東伯郡琴浦町大字赤碕 1140-1

琴浦町赤碕地域コミュニティーセンター 3 階 大会議室（第 1、第 2、第 3 会議室）

## 3 件名

一般国道 9 号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山地内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内まで）

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

## 1 期日

平成 18 年 11 月 21 日（火）午後 1 時 30 分

## 2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 22 会議室

## 3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹



## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

医用画像情報 (R I S ・ P A C S) システム 一式

### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日 (土)

### (4) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。) のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 11 月 22 日 (水) 午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

### (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### (4) 平成 18 年 11 月 7 日 (火) から同年 12 月 18 日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局経営課経営企画担当

電話 0858-22-8181 (内線 319)

### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成 18 年 11 月 7 日 (火) から同月 21 日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyouin>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、(1)の場所で、平成 18 年 11 月 7 日 (火) から同月 21 日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、

交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 18 年 12 月 19 日(火) 午前 11 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時までとする。)

鳥取県立厚生病院中会議室(本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 12 月 1 日(金) 午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : **Picture Archiving and Communication System, 1 Set**

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :  
5:00 PM 1, December, 2006

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 19, December, 2006  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 19, December, 2006

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural  
Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan  
TEL 0858-22-8181 ex. 319